

平成30年度
静岡県産業教育振興会

Q & A

平成30年4月
静岡県産業教育振興会 事務局

1 産業教育振興会の重要性とは

世界経済の急激な景気後退による経営危機の中で、経営を担う優秀な人材の確保がますます重要となっています。

本会は産業界と教育界が連携・協働し、次代の産業を担う人材育成を進める極めて重要な組織です。

2 産業教育振興会はいつごろ設立されましたか

教育基本法（昭和22年制定）の精神にのっとり、産業教育を通じて勤労に対する正しい信念を確立し、産業技術を習得させるとともに創意工夫の能力を養い、経済自立に貢献する有為な国民を育成するために昭和26年6月に国の「産業教育振興法」が制定されました。この機に静岡県の産業教育振興会が設立され、時代の変化に即応した産業教育振興の事業を進め、本年度で67年の歴史を有しています。

3 どのような組織と目的で事業をすすめていますか

県教育委員会の支援を受け、県内産業教育関係高等学校（県立36・市立2・私立11・計49）・県商工会議所連合会・県商工会連合会・県中小企業団体中央会・県経営者協会、実業団体・実業家・有志者の会員が産業と教育の連携を密にし、次代の産業を担う人材育成を目指して産業教育の振興・充実を図る事業をすすめています。本会を動かす役員は次のとおりです。

静岡県産業教育振興会構成役員一覧(平成30年度)

顧問	静岡県知事、静岡県教育委員会教育長
会長	静岡県商工会議所連合会会長(静岡商工会議所会頭)
副会長	静岡県立静岡商業高等学校長(商業)
理事	静岡県商工会議所連合会専務理事、静岡県経営者協会専務理事、 静岡県中小企業団体中央会常務理事、静岡県商工会連合会専務理事、 静岡県立静岡農業高等学校長(農業)、静岡県立科学技術高等学校長(工業)、静岡県立焼津水産高等学校長(水産)、静岡県立御殿場高等学校長(家庭)、静岡県立清流館高等学校長(福祉)、城南静岡高等学校長(私学代表・商業)
監事	焼津商工会議所専務理事、静岡県立島田商業高等学校長
支援団体	静岡県教育委員会
事務局	静岡県立静岡商業高等学校(商業)

4 どのような事業を行っていますか

本会の目的を達成するため、(1)産業教育に関する生徒の学習及び研究活動への助成、(2)静岡県産業教育審議会答申の具現化等への助成、(3)産業教育に関する教員の研修及び研究活動への助成、(4)産業教育に功労ある教員及び優秀な卒業生の顕彰、(5)その他産業教育振興上必要な事業を行っています。

具体的には、教員特別研究への助成（1件3万円、計10件程度）、教員産業視察への助成（1件2万5千円、計10件程度）、教員海外研修への助成（1件2万5千円、産業教育振興中央会教員海外産業教育事情研修派遣者を対象）、農・工・商業、水産・家庭・福祉の各教育研究会への助成、会員高等学校が主管する全国研究会等開催への助成（全国大会1件につき5万円、関東・東海大会1件につき3万円）、産業教育に功績のあった教員と優秀な卒業生に対する表彰状と記念品授与、会報発行（Web版を事務局校のHPに掲載）、企業経営者と専門高等学校との連絡協議会、定期総会・理事会等の諸会議、産業教育振興中央会が主催する行事・会議への出席等の事業を行っています。

5 実業団体・実業家等が会員となった場合のメリットはありますか

次代の産業を担う人材の育成は、高等学校の教育活動だけでは達成できませんので、県内全ての産業教育関係高校では実業団体や実業家等に御指導や御協力をいただき各種教育活動を行っています。

多くの実業団体・実業家等が会員になっていただくことによって産業教育関係高等学校との連携をさらに図ることで人材育成を積極的に進めることができます。

教員の特別研究や産業視察、各教育研究会等は、産業教育の振興・充実に直接関わるものであり、本会からの助成はそれぞれの目標を達成するための大きな原動力になっています（上表参照）。

会報を御覧いただき、また総会に出席いただき、ぜひ本会の重要性を御理解いただきたいと思います。御意見や御要望をお聞かせください。なお、会報巻末には希望のあった会員の企業情報、及び求める人材等を掲載させていただき、生徒の進路選択の資料とさせていただきます。

6 会費収入はどのようになっていますか

平成29年度収入額は約295万円、支出額は約237万円、繰越残高は約58万円でした。収入のうち83%が会費となっています。

会費収入のうち58%が実業団体・実業家、残り42%が産業教育関係高等学校となっています。このことから、実業団体・実業家からの会費が産業教育の振興に大きな助けとなっています。

しかし、ここ数年間、実業団体・実業家からの会費収入が大幅に減り、振興会事業が制限されるようになってきており、平成22年度からは、会報を事務局校のホームページに掲載することにより財務の安定を図りました。

なお、本会からの助成により産業教育に関わる教員及び生徒の資質向上及び専門教育の活性化が図られ、結果として静岡県産業教育の振興・充実に大きく役立っています。

7 県内にはどのような産業教育関係高等学校がありますか

平成30年度学校維持会員校(49校)

県立 36校	下田高・田方農業高・富岳館高・静岡農業高・藤枝北高・小笠高・遠江総合高・天竜高・磐田農業高・浜松湖北高・浜松大平台高・伊豆総合高・沼津工業高・吉原工業高・科学技術高・島田工業高・掛川工業高・浜松工業高・浜松城北工業高・伊東商業高・裾野高・沼津商業高・富士宮北高・静岡商業高・島田商業高・相良高・袋井商業高・磐田西高・浜松商業高・浜松東高・焼津水産高・御殿場高・富士宮東高・清流館高・磐田北高・駿河総合高
市立 2校	富士市立高・静岡市立清水桜が丘高
私立 11校	飛龍高・静岡高・加藤学園高・清水国際高・城南静岡高・浜松修学舎高・知徳高・静岡県富士見高・静岡女子高・藤枝順心高・浜松啓陽高

8 本会の会則はどのようになっていますか

次のとおりです。

- 第 1 条 本会は静岡県産業教育振興会と称する。
本会の事務所は副会長在任の高等学校におく。
- 第 2 条 本会は会員の協力により産業と教育の連携を密にし、産業教育の振興を図ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的達成するために次の事業を行う。
- 1 産業教育諸機関との連携協力。
 - 2 産業教育者、実業家、教育行政局との懇談会、協議会の開催。
 - 3 産業教育に関する各種の調査研究並びに視察員の派遣。
 - 4 産業教育教員の研修に対する助成。
 - 5 産業教育に功労あるもの並びに優秀卒業生の表彰。
 - 6 その他の産業教育振興上必要な事業。
- 第 4 条 本会は産業教育関係学校、実業団体、実業家並びに有志者をもって組織する。
- 第 5 条 本会の会費は次のとおりとする。
- 1 学校にあっては年額 3,000 円
 - 2 産業教育関係学校においては、それぞれの専門に関する学科等の在学生徒 1 人当たり年額、全日制の課程 40 円、定時制の課程 20 円で算定した金額。
 - 3 実業団体にあっては 1 口 5,000 円。
 - 4 実業家並びに有志者にあっては 1 口 4,000 円。
- 第 6 条 本会に次の役員を置く。
会長 1 名、副会長若干名、理事 10 名以内、監事 2 名。
- 第 7 条 本会に書記・会計をおく。書記・会計は会長がこれを委嘱する。
- 第 8 条 役員は毎年定期総会において選挙され任期は 1 年とする。但し重任をさまたげない。
本会に顧問をおくことができる。顧問は理事会の決議により会長が委嘱する。
- 第 9 条 会長はすべての会議の議長となり執行者としての一切の任務を遂行する。
副会長は会長を補佐し、会長不在のときは代理をする。
理事は会務を審査し、処理する。
監事は会務並びに会計を監査する。
書記は総会、理事会等すべての会議の記録をとりその委任された任務を遂行する。
会計は本会の会計事務をつかさどる。
- 第 10 条 本会の会議を分けて総会及び理事会とし会長がこれを招集する。
定期総会は毎年一回(原則として 6 月)にこれを開催し、年度内の会務の報告、決算の承認、予算及び事業計画、その他重要な事項の審議議決並びに役員選挙を行う。
会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
理事会は会長が必要の都度これを招集し総会に提出すべき議案その他本会の運営についての重要な事項を審議する。
- 第 11 条 本会に部会を設けることができる。
部会は農業、工業、商業、水産、家庭及び福祉の 6 部門とする。
- 第 12 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金及びその他をもってこれにあてる。
本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終る。
- 第 13 条 本会則の変更は総会の議決による。

問い合わせ先 静岡県産業教育振興会事務局(平成 30 年度)
静岡県立静岡商業高等学校内 担当 佐野 陽一
TEL(054)255-6241 FAX(054)255-9241